

1 経済の好循環

(3)生産性の向上 ⑧DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

観光立国推進基本計画においても、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を重視しており、各地域において観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要となっている。G7広島サミットを契機とした広島存在感の高まりを活かしつつ、大阪・関西万博等を見据えた更なる誘客に向け、DMOの安定的な活動を支えるための財政的基盤の強化が急務である。

1 観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられているTID制度を参考に、次の点を踏まえ、地域再生エリアマネジメント負担金制度の制度改正を行うこと
- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務は、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県または地域公共団体の組合が事務主体となれるよう制度を拡充すること
- ・ 活動期間が5年を超える場合にも制度を活用できるよう更新手続きを規定すること

【提案先省庁:内閣府、観光庁】

1 経済の好循環 (3)生産性の向上 ⑧DMOによる観光地経営の推進

現状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。
※1:登録DMO:282法人、候補DMO:57法人が登録を受けている。(2024年3月現在)
- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新した。2023年は、前年を大幅に上回ったものの、2019年の水準には達していない。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移 (出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)			2023年 /2019年 (%)	2023年 /2022年 (%)
		2019年	2022年	2023年 (速報値)		
せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	461,410	3,508,720	79.7%	760.4%
山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	23,310	124,740	43.2%	535.1%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	16,502,920	114,336,090	98.9%	692.8%

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2024年度は約402億円の予算が計上されているが、DMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度に関するガイドラインを改正したが(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2:ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。
また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収(※3)を開始

※3: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2023年度は約197億円を予算計上。

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ①市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ②受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度(※4)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District ビジネス改善地区

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ①広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ②事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。
- ③DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。
- ④構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ①国際観光旅客税のうち、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- ②その内容も、人材育成支援といった側面支援的で、DMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ①市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。
- ②計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

国への提案事項

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降東京圏から地方への転出入均衡を目標に掲げ取組を実施しているが、近年東京圏への転入超過は拡大している。本年1月には、民間有識者で構成する人口戦略会議から「多極集住型」の国土づくりの重要性が提言されたところであり、こうしたことを踏まえ、国においては地方への人材の還流を進めるため、より一層の取組の展開を求める。

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

- 地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
 - ・国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
 - ・これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

- 国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し地方の魅力や、東京一極集中の弊害を発信することで、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

2 人口減少対策 (1) 東京一極集中の是正

国への提案事項

3 企業の移転促進に向けた調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

4 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 雇用促進税制の適用要件から法人全体の従業員の増加を限度とする規定を撤廃するなど、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

国への提案事項

5 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。
- 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

国への提案事項

6 社会動態全体を表した「住民基本台帳人口移動報告」への内容変更

- 総務省が毎年1月末頃に公表している「住民基本台帳人口移動報告」の報告書においては、日本国内の移動に係る内容のみが掲載され、国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていないため、社会動態の全体を表しておらず、報告書として社会に誤解を与えかねないことから、社会動態全体を表した報告に内容を改めること。

7 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

- 全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「Uターンの状況」を把握できるようにするなど、全国統一的な仕組みを構築すること。

現状／国・広島県の取組状況**○ 国の取組状況**

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

【参考】国の主な取組

- ・ 地方拠点強化税制
- ・ 地方大学・産業創生法
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル人材地域還流戦略パッケージ（地方創生起業支援金・地方創生移住支援金）等

○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進めてきた。

【参考】広島県の主な取組

- ・ 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る機会の拡充
- ・ 県外学生等に対するUIターン就職促進
- ・ デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能等の誘致
- ・ 東京圏等から移住の促進 等

2 人口減少対策**(1) 東京一極集中の是正****課題**

- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。
- 第2期総合戦略では、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を設定していたが、2022年12月に策定した、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では達成時期を2027年度と後ろ倒しされている。
- こうした中、2023年における東京圏への転入超過数は12.6万人と依然高い水準となっており、転出入均衡へ向かう兆しは見えない。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、2020年度以降、拡大し続け、2023年は1万人を超える水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が全体の4割以上を占めている。
- マスメディアやソーシャルメディア等においては、東京圏での生活や暮らしの魅力を強調するようなコンテンツが多く、こうした状況が東京一極集中を更に加速させている可能性がある。

現状／国の取組状況等**○ 人・モノの東京への過度の集中**

- ・ 全国の事業所の約28%が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）に所在。
- ・ 東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和6年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和8年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び併設する育児施設を対象施設に追加
- ・ 税制適応対象期間の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ・ 建物の取得価額に上限を設定する等のオフィス減税の縮減

2 人口減少対策**(1) 東京一極集中の是正****課題**

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

（地方拠点強化税制）

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

現状／広島県を取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和6年2月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全国	101,591	25,429
広島県	3,487	866(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、2,074件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和6年2月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
補助件数(常勤雇用)	20	33	34	40	53	39	41	47	307
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	15	126
割合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	31.9%	41.0%

令和2～4年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移した一方、令和5年度は減少したことから、コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約11万人(令和5年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

現状

○ 社会動態全体に即していない結果の公表

- 住民基本台帳人口移動報告の報告書は、国内移動の内容のみが掲載され、国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていないものとなっている。
- これによると、「転出超過数は広島県が最も多く、最も拡大」となっている。
- 一方で統計表の一つである参考表には、国外からの転入者及び国外への転出者が掲載されており、この数値を含めると、本県の令和5年の結果は、355人の転入超過で、全国26位となっている。
- このように、現在の報告書は社会動態全体を表したものになっておらず、社会に誤解を与えかねない内容となっている。

○ 人口移動理由の分析の必要性

- 本県では、以前から、窓口での転出入手続き時に移動理由を把握するための独自調査を行っている。
- 法令で定めのない独自調査であるため、回収率が低迷している。加えて、昨年マイナポータルを通じたオンラインによる転出届が可能となったことから、さらに回収率が低下している。
- また、同様の独自調査を実施している都道府県が少なく、かつ調査項目が異なっていることから、全国比較が困難な状況にある。

課題

- 住民基本台帳ネットワークシステムで外国人も対象となっている以上、国内移動のみならず、報告書には、国外移動も含めて社会動態全体の状況を示す必要があると考える。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題であり、この課題解決のためには、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分析して各自自治体を実施する施策に反映させる必要がある。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

国への提案事項

1 ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 妊娠期から子育て期の相談・支援について、利用者に寄り添った場になるよう、子ども・子育て交付金の「利用者支援事業」を、施設改修や職員の研修・意識変容などに活用できるよう、補助対象業務を拡充すること。

2 子供の予防的支援の推進

- 「こどもデータ連携実証事業」の全国展開に向けて実証事業を継続し、効果検証や成果の見える化を行うとともに、予防的な支援に関わる職員の育成等について支援を検討すること。
- 要支援児童ではないが、データ分析の結果などにより虐待などのリスクが高い可能性のある児童に関して、要保護児童対策地域協議会を経なくても個人情報の共有が関係機関と可能となる簡便な制度を検討すること。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

国への提案事項

3 幼児教育・保育の完全無償化

- 少子化への対策として、就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、先行して自治体が独自で実施する場合、その財政的支援を行うこと。

(概要)

- 保育料の無償化は国の責任と財源において全国一律に実施すべきものである。
- また、国による完全無償化が実現されない中、待たなしで進行する深刻な少子化に歯止めをかけるための有効な施策の一つとして、地方が危機感を持ち、自らの財政負担で無償化を実施する場合については、その意義を踏まえ、こうした自治体に対し、当該経費の一部について国として財政的支援を行うこと。

令和6年度から実施	県内の複数の市町において、更なる保育料の負担軽減の拡充を計画 (予定市町) 府中市、神石高原町(0~2歳児完全無償化) 広島市(第3子以降無償化、第2子を半額) 三原市、尾道市、福山市(0~2歳の第2子以降無償化) 廿日市市(0~2歳の第1子を半額)
-----------	--

4 保育施設整備に係る財政支援

- 各市町の子ども・子育て支援事業計画(第2期:令和2~6年度)に基づく保育施設整備に係る必要な財源を着実に措置すること。また、次期計画(第3期:令和7~11年度)の策定にあたり、少子化を見据え施設の統合等を進める地域がある一方で、0~2歳児の保育料の無償化やこども誰でも通園制度(仮称)の実施に伴い保育需要が高まる地域も想定されることから、地域の実情に応じた施設整備や改築に必要な財源を確保すること。

【提案先省庁: デジタル庁、こども家庭庁】

1 ひろしま版ネウボラ構築の推進

2 子供の予防的支援の推進

現状／広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- ひろしまネウボラとして、県内18市町において補助事業を実施しており、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、面談回数の増加、医療機関や保育所等との情報連携を推進し、ポピュレーションアプローチによるリスクの早期把握・早期支援に取り組んでいる。
- 国は、妊娠期から子育て期の相談・支援について、主に子ども・子育て支援金の利用者支援事業として実施している。

【子供の予防的支援の推進】

- モデル4市町において補助事業を実施しており、こどもの育ちに関する様々なデータを集約・分析し、潜在的に虐待リスクがあることや家庭に対し、予防的な支援を継続的に行っている。
- 国は、令和4年度からこどもデータ連携に係る実証事業を開始し、令和5年度はこども家庭庁が主体となり本県を含む14団体に実施した。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

課題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 利用者が相談する施設が事務的であり、安心して相談できる場に改修する必要があるが、施設整備に関する補助が開設計画に限られており、補助上限額も十分ではない。
- 利用者寄り添った対応を全ての相談員が統一的行うためには、専門知識の研修だけでなく、職員による理念、行動指針等の理解や意識・行動の変容のための継続的な働きかけが必要である。

【子供の予防的支援の推進】

- データ連携やシステム開発には多額の費用が必要であり、市町単独で実施するのは財政的に難しい。
- 予防的な支援は、通常の虐待対応と異なり、問題が発現していない家庭への関わりがあるため、職員の育成等が必要。
- 個人情報の保護の観点から、潜在的に支援が必要と考えられる児童を要支援児童として管理しているが、事務負担が生じており、要対協を経ないより簡便な制度が必要である。

3 幼児教育・保育の完全無償化

4 保育施設整備に係る財政支援

現状／広島県の取組

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 0歳から2歳までの保育については、利用人数が限定的であることなどを理由に、国のこども政策強化の動きの中でも拡充は見送られたことから、近年、独自に減免や無償化を実施する市町が増えている。(ただし、住民税非課税世帯の子供は、既に0～2歳児も無料である。)

【保育施設整備に係る財政支援】

- 就学前教育・保育施設整備交付金について、従来は年5回協議の機会が設けられていたが、令和6年度は第1回協議で申請額が予算の上限に達したため、第2回以降の協議は行わないと事務連絡が国からあり、第2回以降の協議を予定していた各施設への交付金配分が行われない見込となっている。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

課題

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 新規需要の掘り起こしとなるため、新たな保育施設の整備、更なる保育士確保が必要となる。
- 施設整備に係る国予算について、十分に確保する必要がある。

【保育施設整備に係る財政支援】

- 施設整備に係る国の交付金が措置されなければ、保育の需要予測に係る各市町の子ども・子育て支援事業計画が実施できず、待機児童が発生する可能性がある。

2 人口減少対策

(3)教育の充実

国への提案事項

1 児童生徒と向き合う時間の確保

- 児童・生徒と向き合う時間を確保するために、教職員定数の拡充やスクール・サポート・スタッフの全小中学校への継続的な配置、部活動指導員など教員をサポートする人材を必要とする全ての学校に配置ができるように、財政措置の拡充を図ること。
- 産・育休代員の前倒し措置について、加配措置の対象期間を拡充すること。また、加配措置の対象を高等学校及び特別支援学校の教職員まで拡充を図ること。

2 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう更なる教育費負担の軽減を図ること。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

- 保護者のニーズに対応した支援を行うに当たり、令和6年度に実施される医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究の結果を踏まえ、医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の更なる充実を図ること。

4 公立学校施設整備の促進

- 老朽化が進行している施設の整備を促進するために、小中学校等については、長寿命化改良事業の補助要件の緩和等、更なる制度の拡充を行うとともに、長寿命化改修後30年程度経過した施設の改築についても補助対象とすること。また、高等学校については、長寿命化改修後30年程度経過した施設の改築についても地方財政措置を行うこと。 【提案先省庁：総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

2 人口減少対策 (3)教育の充実

1 児童・生徒と向き合う時間の確保

現状／広島県の取組

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 国の法改正等を踏まえ、令和2年3月に条例・規則の一部改正等により、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則月45時間、年360時間以内と定めるとともに、学校における働き方改革取組方針を改定し、上限の範囲内とすることを目指して取組を推進している。
- スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。
- 国の加配措置を活用して、5月から7月までの期間に産休・育休を取得することが見込まれる小学校、中学校、特別支援学校(小・中学部)の教員の代員について、年度当初から前倒しで任用している。

＜月45時間超の教員数及びその割合＞

年度	R元	R2	R3	R4	R5※
県立学校	延べ 19,896人 (34.5%)	延べ 12,727人 (22.4%)	延べ 11,524人 (20.4%)	延べ 11,326人 (20.3%)	延べ 10,988人 (19.9%)

※ 令和5年度は、4月から2月までの実績値に、過去実績を踏まえた3月の見込時間を加えた推定値

課題

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 学校における働き方改革を推進するとともに、児童生徒の多様な興味・関心や能力、適性等に対応した個別最適な学びを推進していくために、教職員定数の一層の拡充が必要である。
- 教員の職務内容は、授業のほか、生活指導や進路指導、さらには地域や保護者への対応など多岐に渡っており、負担軽減を図るために、教員をサポートする職員の一層の拡充が必要である。
- 産・育休代替教師確保支援加配の要件が、5月から7月末までの期間に産休・育休を取得する見込みがあり、かつ、小・中学校の教職員及び特別支援学校(小・中学部)の教員に限られており、更なる代員確保の推進のためには、対象期間の延長や対象校種・職種の拡大が必要である。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)

中学校における部活動指導員の配置支援

現状／広島県の取組**【学びのセーフティネットの構築】**

- 広島県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、国の交付要綱及び取扱いに基づき、非課税世帯及び生活保護世帯の保護者に授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金(広島県高校生等奨学給付金)を支給している。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 通学中の医療的ケアを理由にスクールバスが利用できず、保護者送迎により通学している県立特別支援学校の医療的ケア児を対象とした通学支援(登下校時の送迎車両への看護師の配置)を実施している。

【公立学校施設整備の促進】

- 広島県の公立学校においては、経年により施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化改修に取り組んでいるが耐用年数に近づいている学校施設が増えている。

参考:建築後60年以上かつ内部改修後30年以上経過する県立学校施設

年度	R5	R10	R15	R20
施設数	9棟	43棟	89棟	157棟

※県立学校 全866棟

課題**【学びのセーフティネットの構築】**

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう「奨学のための給付金」については、所得制限の緩和や給付額の改善など制度の充実が必要である。
- 特に非課税世帯の全日制又は定時制の生徒においては第1子と第2子以降の支給額に差があるため、区別なく第2子以降の給付額とするともにも多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図るため給付要件の見直しが必要である。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 登下校時の送迎車両に通年で看護師を配置する場合、多額の費用を要することから、保護者のニーズに対応した支援を行うためには、安定的な財源確保が不可欠である。

【公立学校施設整備の促進】

- 学校種を問わず、長寿命化改修だけでなく、今後、躯体の耐用年数経過に伴う改築も必要となることから、更に多額の工事費が必要となると見込まれる。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金

3 安心・安全な暮らしづくり

(1) 地域医療体制の確保

国への提案事項

1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

(1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 2040年に向け検討を進める地域医療構想において、医療機能の分化・連携の更なる加速に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。
- 大規模な再編を伴う地域の基幹的な病院整備については、地域医療構想の加速に大きな役割を果たす一方、近年の建築物価の高騰を受け、現状の地域医療介護総合確保基金の支援制度のみでは財政的負担が大きいことから、支援制度の新設・拡充を図ること。

(2) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく病院の整備について、病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置の措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度の拡充を図ること。

(3) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)に係る支援制度の拡充・延長

- 病院施設については、他施設に比べエネルギー消費量が多く、ZEB化に必要な高効率設備の整備コストも大きいことから、新築建築物のZEB化支援事業における補助上限額の引き上げなど、支援制度の新設・拡充を図ること。
- 政府目標の2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス46%減(2013年度比)の早期達成に向けて、新築建築物のZEB化支援事業などの財政的な支援制度を継続すること。

2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

- 新興感染症や災害発生時、医療資源の少ない中山間地域の診療体制を維持するため、遠隔診療の補助の補助率の拡充及びオンライン診療・服薬指導に必要な機器整備への補助制度の創設など、効果的・効率的な医療提供体制の構築への財政措置を行うこと。【提案先省庁：デジタル庁、総務省、財務省、厚生労働省、環境省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(1) 地域医療体制の確保

1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

現状

- 無医地区数は全国ワースト2位
広島県内の無医地区数：2023年53か所
- 若手医師が減少
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率：
2002年→2020年 92.9%(全国 111.5%、広島市 104.2%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い
広島県の現場滞在時間30分以上の割合：7.8%
…政令市のある都道府県ワースト6位/16
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月～)
時間外勤務の年の上限時間：救急医療等は1,860時間
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足
2025年の必要病床数との差(広島二次医療圏)：
高度急性期・急性期 1,184 床、回復期△1,903床

【参考】広島県における病床機能別病床数

区分	2014年7月1日 (病床機能報告) ①	2022年7月1日 (病床機能報告) ②	2025年必要病床数 (暫定推計値) ③	④	
				過不足 ②-③	
広島県	高度急性期	4,787	4,464	2,989	1,475
	急性期	14,209	10,875	9,118	1,757
	回復期	3,284	6,342	9,747	△ 3,405
	慢性期	10,368	7,738	6,760	978
	休棟等	323	795		795
	計	32,971	30,214	28,614	1,600
広島医療圏	高度急性期	2,858	2,612	1,585	1,027
	急性期	5,591	4,399	4,242	157
	回復期	1,400	2,603	4,506	△ 1,903
	慢性期	4,213	2,654	2,730	△ 76
	休棟等	118	316		316
	計	14,180	12,584	13,063	△ 479

広島県の取組

- 広島県においては、高度な医療や様々な症例を集積する新病院の整備による医療人材の確保・育成・派遣等により、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目標とした「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)を策定し、新病院の基本設計等を進めている。

課題

- 都市部における複数の医療機関の統合を伴う基幹病院の整備にあたっては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に係る医療や民間病院では限界のある高度・先進医療、へき地医療、広域的な医師派遣等の役割を担うことに加え、近年の物価や人件費、建築単価の大幅な上昇により病院運営に必要なコストの増大が見込まれる。
- さらに、エネルギー消費量の多い病院施設におけるZEB化の達成には、他施設と比べて高効率な設備の整備コストが必要となる。
- このため、地域の医療に必要な新病院の安定的な経営に向け、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化に係る財政措置のほか、ZEB化に係る財政支援制度の充実が必要となっている。

【公立病院を中心とした機能分化・連携に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債 (特別分)	元利償還金の40% (建築単価52万円/m ² 以下) 【参考】通常分 元利償還金25%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修・医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

(参考)「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)における新病院の建築単価(約80万円/m²)

3 安心・安全な暮らしづくり (1) 地域医療体制の確保

1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

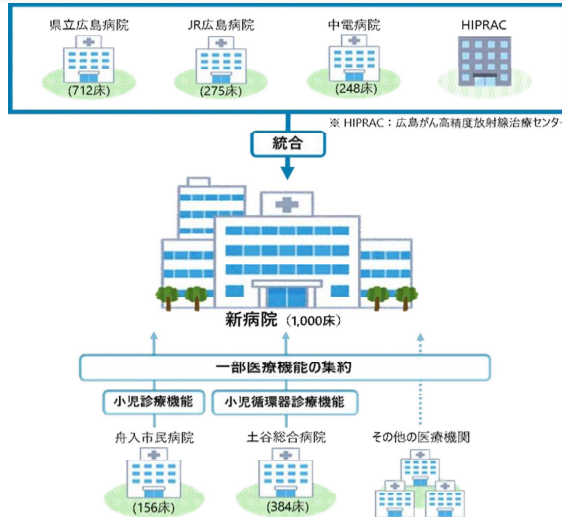
「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)の概要

1 新病院(高度医療・人材育成拠点)の概要

整備予定地	広島市東区二葉の里三丁目
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 標準治療が確立された症例のみならず、難易度の高い症例が集積された高度急性期・急性期機能を担うハイボリュームセンターとして、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する。 広島県の医療を支える医療人材の確保・育成や中山間地域をはじめとする県内全域の地域医療を維持するための体制を構築する。
病床規模	1,000床(一般病床950床、精神病床50床)
主な医療機能	<ul style="list-style-type: none"> 三次救急及び二次輪番病院のバックアップ“断らない救急”、小児救命救急センター(ER機能併設)、成育医療センター がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター、消化器内視鏡センター 新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制 基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化 ICT技術を活用したスマートホスピタル ほか
運営形態	一般地方独立行政法人(2025年4月設立予定)
概事業費	約1,300億円～1,400億円 (建築工事費:約900～1,000億円 (設計費、現病院の解体費含む) 土地購入費:約180億円 医療機器等:約170億円(システム含む) 建物購入費:約50～60億円(再編病院資産購入))
開院予定	2030年度

2 医療機能の再編計画

○ 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な機能分化と連携による地域完結型医療を実現するため、将来的な医療需要を見据え、医療機能の分化・連携のあり方や医療再編の方向性について、引き続き関係機関との検討を進める。



3 整備スケジュール(見込)

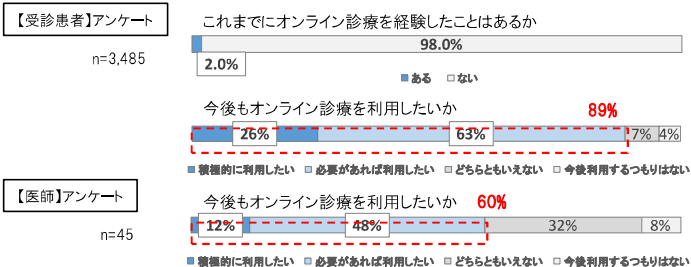
2023年9月基本計画 ⇒ 2026年建設着工 ⇒ 2030年新病院開院

2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

現状／広島県の取組

【新興感染症への対応】

- 新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、自宅療養者のための臨時医療施設「広島県オンライン診療センター」を令和4年1月14日に設置し、令和5年2月28日までに、延べ19,655人のオンライン診療を実施している。
- アンケート調査の結果から、センター受診前のオンライン診療の利用率はわずか2%であった一方で、患者・医師ともに、継続利用のニーズは高い。



【医療資源が少ない中山間地域での対応】

- 中山間地域で、広域かつ医師不足に対応するため、令和3年に患者の自宅近くの集会所と病院をオンライン(DtoP WithN)でつなぎ、診療を試行した。
- 令和3年8月、大雨による土砂崩落により基幹道が通行止めとなったが、上記の仕組みを活用して医療を提供することができた。

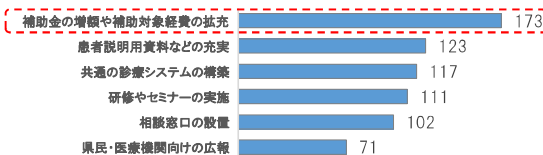


3 安心・安全な暮らしづくり (1) 地域医療体制の確保

課題

- 遠距離や接触に伴う診療上の課題解決のためにも、患者が必要時にオンライン診療を選択できる体制づくりが必要。
- オンライン診療の導入にかかる初期費用の負担が、導入を阻害する要因の一つになっている。医療機関へのアンケート調査においても、補助金の増額や補助対象経費の拡充を望む声が最も多かった。

県に対する要望・提案について(複数選択可) n=496



- 遠隔診療の機器整備においては、医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)の国庫補助制度があるが、医療機関側の負担が大きいことなどから、活用が進んでいない。

【医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)概要】

基準額	補助率	課題
遠隔画像診断 (16,390千円)	1/2	補助率が1/2であるため、医療機関の財政負担が大きい。

3 安心・安全な暮らしづくり

(2) 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

国への提案事項

1 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

- 令和5年10月から、国が再構築協議会を設置する制度が開始され、基本方針において、再構築協議会の設置要件(輸送密度1,000人未満の区間を優先)が示されたところである。
- 全国的な鉄道ネットワークのあり方については、現在のJR各社の経営状況や、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえることに加え、人口減少をはじめとした社会環境が変化する中における将来の総合的な交通体系も勘案し、国の責任において議論を行い、方向性を示すこと。
- また、このことは、芸備線再構築協議会における再構築方針の議論のベースとなるものであるため、早期に対応すること。

2 関係者で合意された取組を実現する手段の担保

- 改正地域交通法の基本方針では、鉄道からモード転換した場合、JR各社が「グループ会社による運行」など、十分な協力を行うべきと定められているが、よりJRの責任を明確化するよう、法律等で担保することや、国から指導を行うことで、地域公共交通の「持続可能性」を確保すること。

【提案先省庁：国土交通省】

3 安心・安全な暮らしづくり (2) 鉄道ネットワーク及び JRのあり方に関する方向性の議論

現状

【JR西日本の現状】

- 令和4年4月及び11月、特定線区のみを取り出し、ローカル鉄道に関する課題認識と、輸送密度が1日2,000人未満の線区に関する「収支率」「営業係数」「営業損益」について発表。
- 令和5年10月、国の法改正で創設されたローカル鉄道のあり方を議論する「再構築協議会」について、国へ設置を要請。

【国の現状】

- 令和5年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行。
- 法改正は、ローカル鉄道に関する議論や支援の枠組の創設が中心になっており、国が主宰する「再構築協議会」の創設は、本県をはじめとした全国知事会等で要請してきた、ローカル鉄道の在り方を、国も主体的に関与して協議の場に入って検討を行うことが反映されている。
- 財政支援は、協議会での議論の結果、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への新たな支援が創設されているが、運行経費についての支援はない。
- 令和6年3月に第1回芸備線再構築協議会(会長：中国運輸局長)を開催。

【広島県の現状】

- 令和3年8月から、JR西日本の申入れ(同年6月)を受け、本県・庄原市・岡山市・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を進めている。(計6回実施)
- 令和5年2月から、JR西日本に対し、芸備線の利用状況・経営状況等についてヒアリングを実施(計3回実施)
- 第1回芸備線再構築協議会に出席。

広島県の取組

- 令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設し、鉄道利用促進の取組を進めている。
- 国の有識者検討会への参加(R4年3月及び5月)、国交大臣への提言(R4年5月(有志28道府県))や要請(R4年11月、R5年8月(全国知事会))など、様々な機会を通じて、「ローカル鉄道議論への国の主体的な関与」「国の交通政策の根幹として、内部補助の枠組み整理を含む鉄道ネットワークのあり方」や「止むを得ずモード転換等した場合の移動手段を持続可能なものとするための支援」を求めてきた。
- JR西日本に対しては、特定線区のみを取り出し「内部補助を含めた事業構造が維持できなくなった」という主張に対し、ヒアリングを開催し、内部補助の考え方の説明を求めてきたが、開示されている経営状況等を説明するのみで、地域に対する十分な説明はない。

課題

- 法改正で創設された「再構築協議会」は、本県をはじめ全国知事会において求めてきた「国の主体的な関与」が実現するものであるが、「大量輸送機関としての特性がない」とされる一部線区のみを対象とした枠組みとなっている。
鉄道のあり方議論においては、一部線区のみを議論するのではなく、その前提として、国において全国的な鉄道ネットワークの方向性を示すことが必要であり、そのためには内部補助の考え方の整理が必須であるが、このことが議論されていない。
- 利便性が高く、持続可能な地域の公共交通のためには、仮にモード転換した場合のJRの責任が明確化されていない。

3 安心・安全な暮らしづくり

(3) 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 交通事業者の人手不足に対する財政支援制度の創設

- 厳しい経営状況を抱える交通事業者において、事業者の自助努力による解決は限界があるため、人材の採用・育成のほか、女性就労などの受入環境整備をはじめとした地域公共交通を担う人材確保を公的に支えるための新たな財政的な支援制度を創設すること。【再掲】

2 交通空白地域における輸送供給力確保のための規制緩和

- バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な交通空白地域において、地域の輸送供給力を確保するために、道路運送法における自家用有償運送の規制について緩和を図ること。

3 航路の維持確保に向けた財政措置の拡充

- 地域の生活に必要不可欠であり、県や市町が補助を行っている航路については、国が支援を行っている航路と同様に、交通GXに対応した船舶の建造に必要な経費の支援が行われるよう国の地域公共確保維持改善事業に新たな補助メニューを追加すること。

【提案先省庁：国土交通省】

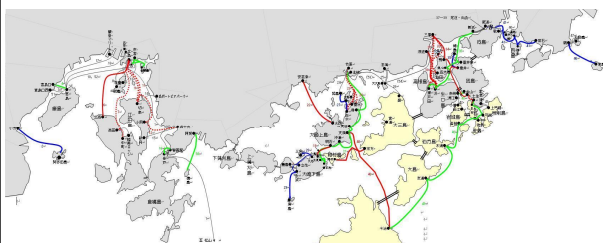
3 安心・安全な暮らしづくり

(3) 生活交通の維持確保のための支援

現状／広島県の取組

- 県では「広島県地域公共交通ビジョン」を策定し、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って一体的に取り組みを進めている。

[広島県の航路図]



— 国庫補助航路(7航路) — 市町単独補助航路

— 県独自の補助対象航路(14航路)

- 瀬戸内海では、点在する島々に居住する人々の暮らしを航路ネットワークで支えている。
- 県として維持すべき航路について、県・市町の協調による航路補助に取り組んでいる。
- 県の補助航路における船舶の老朽化が著しい。

[平均船齢:27年 (国庫補助航路は10年)]

課題

- バス、タクシー、旅客船等、地域の公共交通を担う人材の不足によって、路線の減便や一部区間の廃止を余儀なくされるなど、問題が顕在化している。
- 労働時間の規制に関する2024年問題によって、公共交通分野における人手不足がさらに深刻化している。
- 中山間地域では地域公共交通がカバーされていない交通空白地域が広がりつつある。
- 国の補助制度では離島への唯一航路であることを補助要件としており、瀬戸内海の実情にそぐわない。
- 船舶の建造には多額の費用が必要となり、航路事業者と自治体だけではあまりにも負担が大きい。
- 燃油費高騰や交通GXの流れを踏まえ、老朽化した船舶の更新によって、省エネ・脱炭素化へ対応していく必要がある。